

函館市家族介護用品給付事業 対象商品

家族介護用品給付事業の利用券で交換できる介護用品は「紙おむつ」「尿取りパッド」「お尻拭き」「使い捨て手袋」としてあります。購入の際は、商品に表示されている「使用方法」「品名」をご確認ください。

対象となるもの（画像は一例です。）



フラットタイプ

立体ギャザーがない平面で長方形をしています。肌にあてて使いますが、長辺が70cmほどの大型で、テープタイプの紙おむつや、おむつカバーの内側に入れて使うとされているのが主流です。寝ている時間が長い方に適しているとされています。



パッドタイプ

下着のパンツの内側（股部分）に貼り付けるようにして肌にあてて使うように作られたもので、両脇に立体のギャザーがついているものが主流です。一人で歩ける方や、パッドの処理を自分でできる方に適しているとされています。



パンツタイプ

下着のパンツのように、足を入れて履ける形に縫製されたものです。1人でトイレにいける方や、トイレでの排泄時に介助が必要な方に適しているとされています。



テープタイプ

腰回りをテープで止めることによりパンツの形状になるように作られたものです。開いた状態で、あお向けで寝た方のお尻の下に敷き、股を通してお尻側とお腹側をテープで調整しながら固定します。寝ている時間が長い方、パンツタイプではお腹回りがゆるい又はきつい方に適しているとされています。



お尻拭き、使い捨て手袋

お尻周りの汚れを拭き取るためのウェットティッシュ等や、おむつ交換時に介護者が着用する使い捨ての手袋です。

対象とならないもの（例）



防水シート
床や布団に敷くもの

対象となるおむつやパッドは、直接肌にあてて使用するものに限りません。

左記のような床や布団に敷くシートなどは対象外となります。

お尻拭きや使い捨て手袋については、介護に使用するのものに限りませんので、十分に確認のうえ購入してください。